

茨城県報 第 3 7 5 号

平成 4 年 8 月 31 日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●民生委員の定数の一部改正 (社会福祉課)	1
●受胎調節実施指導員の指定 (保健予防課)	2
●道路区域の変更 (4 件) (道路維持課)	2
●道路の供用の開始 (3 件) (")	4
●急傾斜地崩壊危険区域の指定 (ダム砂防課)	5
●都市計画の変更 (3 件) (都市計画課)	6

(大規模小売店舗審議会)

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示 (2 件)	7
--------------------------------------	---

公 告

●県営土地改良事業計画の変更 (2 件) (農地管理課)	8
●開発行為の工事完了 (4 件) (建築指導課)	9
●道路の位置の指定 (9 件) (")	10

告 示

茨城県告示第1065号

昭和47年7月27日茨城県告示第719号で告示した民生委員の定数の一部を次のように改正し、平成4年12月1日から施行する。

平成4年8月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

「水戸市333, 日立市281, 土浦市172, 古河市76, 石岡市68, 下館市101」を「水戸市345, 日立市287, 土浦市175, 古河市80, 石岡市76, 下館市104」に, 「竜ヶ崎市77, 那珂湊市49, 下妻市50, 水海道市57, 常陸太田市61, 勝田市115」を「竜ヶ崎市80, 那珂湊市51, 下妻市51, 水海道市59, 常陸太田市62, 勝田市130」に, 「北茨城市77」を「北茨城市79」に, 「牛久市67, つくば市166」を「牛久市86, つくば市171」に, 「茨城町53, 小川町28」を「茨城町55, 小川町30」に, 「内原町23, 常北町21」を「内原町24, 常北町23」に, 「友部町42, 岩間町27」を「友部町47, 岩間町30」に, 「那珂町70, 瓜連町14, 大宮町50」を「那珂町71, 瓜連町15, 大宮町52」

に、「大子町 8 6」を「大子町 7 8」に、「旭村 2 0，銚田町 5 1，大洋村 1 9」を「旭村 2 1，銚田町 5 2，大洋村 2 0」に、「鹿島町 5 4，神栖町 5 0，波崎町 5 8」を「鹿島町 5 7，神栖町 5 5，波崎町 6 1」に、「潮来町 4 7」を「潮来町 4 8」に、「玉造町 2 5」を「玉造町 2 6」に、「江戸崎町 2 6，美浦村 2 0，阿見町 5 8，荃崎町 2 9，新利根村 1 6」を「江戸崎町 2 8，美浦村 2 3，阿見町 6 2，荃崎町 3 0，新利根村 1 7」に、「新治村 1 7」を「新治村 1 8」に、「谷和原村 1 8」を「谷和原村 2 0」に、「明野町 2 6」を「明野町 2 7」に、「石下町 3 3」を「石下町 3 5」に、「総和町 5 5」を「総和町 6 1」に、「守谷町 3 6」を「守谷町 4 2」に、「利根町 2 9」を「利根町 3 2」に改める。

茨城県告示第1066号

優生保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を平成4年8月25日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成4年8月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

氏 名 高 安 京 子

住 所 茨城県行方郡牛堀町大字牛堀567番地の5

茨城県告示第1067号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成4年8月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年8月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日立山方線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
日立市宮田町1丁目59番地先から	旧	最大 19.3	169.0	
		最小 11.5		
日立市宮田町1丁目56番地まで	新	最大 20.5	169.0	現道拡幅
		最小 14.8		

茨城県告示第1068号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成4年8月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年8月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鹿島港湾
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡鹿島町大字明石 398番1地先から	旧	メートル 最大 10.0	メートル 215.0	
		最小 7.0		
鹿島郡鹿島町大字明石 6番1地先まで	新	最大 20.0 最小 11.0	215.0	迂回路設置

茨城県告示1069号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成4年8月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年8月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川尻停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
多賀郡十王町大字友部東 2丁目1番15地先から 日立市川尻町1250番地先まで	旧	メートル 24.3	メートル 360.0	
		4.2		
多賀郡十王町大字友部東 2丁目1番15地先から 日立市川尻町1250番地先まで 多賀郡十王町大字友部東 2丁目1番1地先から 多賀郡十王町大字友部東 2丁目8番15地先まで	新	最大 24.3	360.0	
		最小 4.2		
		最大 23.0	365.0	
		最小 12.0		

茨城県告示第1070号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成4年8月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年8月31日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 笠間緒川線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
笠間市大字石寺字古道 154番地先から	旧	メートル 最大 26.8 最小 4.4	メートル 550.0	
		新	最大 26.8 最小 4.4 最大 47.0 最小 12.0	550.0 421.0

茨城県告示第1071号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成4年8月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年8月31日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 路線名 県道 川尻停車場線
- 2 供用開始の区間 多賀郡十王町大字友部東2丁目1番1地先から
多賀郡十王町大字友部東2丁目8番15地先まで
- 3 供用開始の期日 平成4年8月31日

茨城県告示第1072号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成4年8月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する

平成4年8月31日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 路 線 名 県道 茨城鹿島線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡大洋村大字二重作字富士下504番地先から
鹿島郡大洋村大字梶山字橋本1350番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成4年8月31日

茨城県告示第1073号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成4年8月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年8月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道294号
- 2 供用開始の区間 北相馬郡守谷町けやき台1丁目25番12地先から
北相馬郡守谷町松ヶ丘1丁目4番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成4年8月31日

茨城県告示第1074号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課及び茨城県下館土木事務所において縦覧に供する。

平成4年8月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 区域の名称 岡芹一 急傾斜地崩壊危険区域
- 2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱5号まで順次結んだ線、標柱5号から市道28号線東側境界線に沿って標柱6号まで結んだ線、標柱6号から標柱8号まで順次結んだ線、及び標柱8号から市道432号線東側境界線に沿って標柱1号までを結んだ線に囲まれた区域。

市 名	大 字 名	字 名	地 番 等	標柱 番号	備 考
下 館 市		台 北	市道432号線 甲552	①	境界線上の点
〃		〃	甲536-3	②	

下 館 市		台 北	甲 536— 1	③	
"		"	甲 539	④	
"		"	市道28号線 甲 526— 4	⑤	境界線上の点
"	岡 芹	上	市道28号線 957— 5	⑥	"
"	"	"	957— 4 957—38	⑦	"
"	"	"	市道 432 号線 水路	⑧	"

~~~~~

#### 茨城県告示第1075号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により竜ヶ崎・牛久都市計画用途地域を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成4年8月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

茨城県告示第1076号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により土浦・阿見都市計画用途地域を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成4年8月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

#### 茨城県告示第1077号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により水海道都市計画用途地域を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成4年8月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第30号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にとっては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にとっては、事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成 4 年 8 月 31 日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

1 届出者の氏名又は名称

株式会社カスミ、新堀 浩志、白鳥 茂、文随 稔、久保田尚男

2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミストアー学園店

茨城県つくば市竹園 2-12-1 外

3 現在の閉店時刻 午後 7 時 30 分

4 繰下げ後の閉店時刻

午後 8 時

5 閉店時刻の繰下げを行う年月日

平成 5 年 1 月 12 日

茨城県大規模小売店舗審議会告示第31号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にとっては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にとっては、事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成 4 年 8 月 31 日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称
株式会社電鉄プラザ
- 2 届出者の住所 日立市弁天町 2-14-8
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
日立電鉄ショッピングセンター
日立市桜川町 1-1-1
- 4 開 店 日 平成 4 年 11 月 18 日
- 5 店 舗 面 積 5 7 9 ㎡
- 6 休 業 日 数 年間 2 8 日
- 7 主として販売する物品の種類
食料品

公 告

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営大川地区土地改良事業（区画整理）計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 4 年 8 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
県営大川地区土地改良事業（区画整理）変更計画書写し
- 2 縦 覧 の 期 間
平成 4 年 9 月 1 日から平成 4 年 9 月 30 日まで
- 3 縦 覧 の 場 所
岩瀬町役場

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営大川地区土地改良事業（排水対策特別）計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 4 年 8 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
県営大川地区土地改良事業（排水対策特別）変更計画書写し
- 2 縦 覧 の 期 間

平成 4 年 9 月 1 日から平成 4 年 9 月 30 日まで

3 縦 覧 の 場 所

岩瀬町役場

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成 4 年 8 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる区域の名称

鹿島郡波崎町大字砂山 2 6 2 6 番 6

2 事業主の住所及び氏名

千葉県市原市五井金杉 4 丁目 32 番地

株式会社ケイアス

代表取締役 田 尻 友 吉

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市田宮町字大坂 5 0 9 番 2, 同番 3, 5 1 0 番 6, 同番 7, 同番 8

2 事業主の住所及び氏名

東京都杉並区高井戸東 2 丁目 4 番 5 号

ミサワホーム株式会社

代表取締役 三 澤 千代治

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町長岡字新田 3 5 0 4 番 1, 同番 7, 3 5 0 5 番 2, 同番 4, 同番 1 1

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町長岡 140 番

市 毛 喜代士

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

石岡市東石岡 3 丁目 4 0 3 6 - 1, 同番 - 4, 同番 - 6, 同番 - 8, 4 0 4 7 - 1 7

2 事業主の住所及び氏名

東京都西新宿 1 - 26 - 2

野村ビル 30 階

株式会社 木下工務店

代表取締役 木 下 長 志

◎道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成 4 年 8 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
潮土木指令 第510号	4.8.20	㈱大洋 ホームズ 代今野才一	東京都新宿区早 稲田鶴巻町 518番地	鉾田町大字野友字平須 賀1669-1, -9	メートル 4.20	メートル 28.35
“ 第511号	“	春日井産業 茨城 ㈱ 代児嶋和久	大洋村大字台濁 沢1065	北浦村大字次木字武蔵 野961-2, -5	6.00	27.10
“ 第512号	“	大崎建設㈱ 代大崎勝嘉	大洋村汲上 132	大野村大字小山字藤立 1096-14	6.20	74.10
竜土木指令 第921号	4.8.21	㈱大博 近多良悟	東京都品川区東 五反田 5-2-2	稲敷郡基崎町牧園 4-8	4.00	20.40
“ 第922号	“	オリエント 貿易 ㈱ 中嶋 康雄	東京都渋谷区代 々木1-21-10	稲敷郡江戸崎町江戸崎 字芝ヶ谷甲4532-1	4.20	35.00
浦土木指令 第1364号	4.8.17	森 俊之	新治郡千代田町 下稲吉2625-3	石岡市石岡字東ノ辻 3004-2, 3005-2, 3005-3	4.10 } 5.32	32.70
水土木指令 第1501号	4.8.10	㈱茨城住宅 サービス 代宮本雄造	水戸市下国井町 1335-1	東茨城郡常北町那珂西 2868-5, 2868-6, 2868-8	4.00	52.55
“ 第1502号	4.8.12	埜 一郎	那珂町菅谷 3164-1	那珂郡那珂町菅谷字杉 原5349-4, 5350-3	4.20	29.60
竜土木指令 第886号	4.8.11	宮本 道雄	稲敷郡美浦村大 字興津592-2	稲敷郡美浦村興津字稻 荷山596-39, -40, - 41, -43	4.00	34.90

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 2, 3 0 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)